

J R 東日本労働組合 NAGANO

E-mail naga-30-naga@hotmail.co.jp



2018年 4月17日 No. 260
JR東日本労働組合
長野地方本部
発行者：臼井幸一
編集：情宣部

労働組合とは!?



・過半数代表者とは？

東労組が2月の臨時大会でストライキ権を確立、「格差ベア永久根絶」を求めて2月にスト権行使を会社に予告してからの様々な混乱により、2カ月余りの間に約4万6千人いた組合員のうちの半数以上の約2万8千人が東労組を脱退するという、異常事態になっています。長野地本も地本執行部をはじめ、かなりの東労組組合員が脱退して各支部で社員会を立ち上げているようです。

過半数の社員を組織する労働組合がない職場において、労働基準法等に基づき「労使協定」の当事者となる『過半数代表者』の選出が行われました。過半数代表者は今後「24協定」「36協定」「就業規則の変更の賛否」の他、『社員代表』として職場の意見を取りまとめて会社に提言するなどの役割・責任があります。職場の問題に向き合い、利害なく職場の全社員の意見を公平に聞きながら、職場の諸問題の改善や労働条件の維持・改善など、重要な役割を担っていきます。



・労働組合とは？

『労働組合』は基本的人権として労働基本権（団結権・団体交渉権・団体行動権）を通して法律で守られている一方、『社員会』にバックアップはありません。会社の「就業規則」には「社員の就業に関することは、法令又は労働協約に定められるもののほか、この規則の定めるところによる」とあります。「就業規則」では規則・人事・労働時間・賃金など私たちが働き甲斐を求めていく中では会社が圧倒的に有利な状況です。

『労働組合』は使用者との間で「労働協約」を結んでいるため、使用者が労働組合や労働組合員に対して不利益な取り扱いをすることを『不当労働行為』として禁止していますが、『社員会』は労働組合ではないので「労働協約」がなく、職場諸問題や業務問題、賃金などの不平や不満、不利益に対して口は出せても交渉はできません。今回の東労組組合員の脱退に対し会社の不当労働行為が疑われていますが、『社員会』では会社に何も言えません！ましてや口を出そうものなら処分などもできてしまうのです。

・今の状況

新しい社長のコメントに「乗務員をはじめとする社員の勤務制度の改正」が明記されています。京浜東北線の保守用車との衝突、架線切断や長時間停電など輸送障害が後を絶ちません。『安全』が非常に危ぶまれています。「春闘」では0.25%の定率で平均1,328円のベースアップでした。満足できましたか？いまの会社、職場に働き甲斐を感じられますか？不平や不満、不利益に対して労働協約のない『社員会』では何も声を出せず、会社に従うしかありません！

ユニオンでより良い会社、職場にしていくために一緒に運動をしていきませんか!?